

公益財団法人山階鳥類研究所

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は公益財団法人山階鳥類研究所（以下「当法人」）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において各用語の定義は次の通りとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。個人に関する情報とは、氏名、性別、生年月日、個人の身体、財産、職業、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、映像、音声を含む。また、公にされているか暗号化されているかを問わない。生存する個人には日本国民及び外国人を含むが、法人又は団体を含まない。

(2) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物、ファイル、カルテ、お客様台帳など、個人情報を一定の規則（例えば五十音順、生年月日順、作成月日順等）に従って整理・分類し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報も含む。

(3) 個人データ

当法人が管理する個人情報データベースを構成する個人情報

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取得、整理、分類、照合、処理、複製、委託、第三者提供、共同利用その他一切の利用、保有、廃棄、消去、破壊をいう。

(適用)

第3条 本規程は当法人のすべての役職員に適用する。また、退職後においても在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 本規程は、当法人が現に保有している個人情報を対象とする。

(個人情報保護方針)

第4条 当法人は個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報に関する法

令を遵守するとともに、当法人の事業内容に照らし適切に個人情報を取り扱う。

2 個人情報保護方針に従業者、賛助会員、寄附者に周知せしめるとともにホームページに掲載する。

(利用目的)

第5条 当法人は個人情報の利用目的を特定する。

2 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合には、都度、個人情報保護管理責任者に判断を求めなければならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならない。また、利用目的を変更した場合には遅滞なく本人に通知または公表しなければならない。

(管理体制)

第6条 当法人に於ける個人情報保護最高責任者は理事長とする。

2 当法人に於ける個人情報保護管理責任者は事務局長とする。

3 当法人の所長および各ディレクターは個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保のために、個人情報保護管理責任者の求めに応じ協力しなければならない。

4 個人情報保護管理責任者は、個人データの正確性を確保し、最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第7条 当法人が保管する個人情報を含む文書（記録媒体を含む）は施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。

2 保管の必要のない個人情報を含む文書は速やかに廃棄しなければならない。廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。

3 個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。

(特定の個人情報の取得禁止)

第8条 下記各号に示す内容を含む個人情報は、原則としてこれを取得または第三者に提供してはならない。但し、業務上必要であり、かつ、本人に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示したうえで、本人の同意を得た場合、または法令に特別の規定がある場合、あるいは司法手続き上必要不可欠な場合はこの限りではない。

(1) 思想、信条及び信教に関する事項

(2) 人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

- (3) 政治的権利の行使に関する事項（例えばデモ等集団示威行為への参加、国または地方公共団体に対する請願権の行使など）
- (4) 保健医療に関する事項
- (5) その他個人情報保護最高責任者が定める事項

（第三者提供の制限）

第9条 個人データを、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。但し、下記の各号に該当する場合、本人の同意なく第三者に提供することができる。

- (1) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (2) 法令に基づき第三者への提供が必要であるとき
- (3) 個人情報利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

（窓口の設置）

第10条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を事務局に置き、HPにて公開し、当社における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

（所管官庁への報告）

第11条 個人情報保護最高責任者は、個人データが外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、ただちに所管官庁に報告しなければならない。

（罰則）

第12条 当法人は、本規程に違反した従業者に対して、就業規則に基づき処分を行う。

（改廃）

第13条 本規程の改廃は理事会の議決をもって行う

付則

1 本規程は、令和6年（2024年）10月1日より施行する。（令和6年9月24日理事会議決）